

No.	分類	照会内容	回答内容
1	基本情報	医療法人整理番号がわからない場合はどうすればよいのか。	医療法人整理番号が不明な場合は、貴法人を所管している自治体が管理していますので、当該自治体に照会の上、記載して提出してください。
2	MCDB	医療法人がMCDBで報告する場合であって、当該医療法人が委託している行政書士や公認会計士等が作成した様式に沿った経営情報等はどういうふうに報告するのか。	予めMCDBからダウンロードした経営情報の様式を委託先の行政書士等に対して提供するなどして、様式に沿った経営情報等をMCDBにアップロードしていただくこととなります。なお、当該行政書士等にMCDBのID等を提供し、医療法人に代わって当該行政書士等が様式のダウンロードからアップロードによる提出までを行うこともできます。
3	職種別給与	「医療法人に関する情報の調査及び分析等」の取り扱い(第3版)について(令和7年3月31日付事務連絡)のP18、3の(2)③には、「なお、按分計上する者以外は、源泉徴収の額を職種ごとに区分し積み上げた金額として捉えて差し支えありません」とあるが、どういう意味か。	職種別の給与総額についての説明であり、職種別の給与総額は、当該医療法人が病院等ごとに、源泉徴収した職員の「給与所得に対する源泉徴収簿」の「給与・手当等」と「賞与等」における「総支給金額」の合計額を、職種ごとに区分して積み上げた金額であることを示しています。
4	基本情報	病院または診療所を会計年度または暦年の途中で開設または廃止した場合における「経営状況に関する情報」の(会計)期間及び「職種別給与総額及びその人数に関する情報」の(対象)期間は、どのように記載するのか。	報告の対象となる病院または診療所について、会計年度または暦年の途中で新たに開設した場合には、 ・「経営状況に関する情報」の会計期間は、開設日から年度末日までとしてください。 ・「職種別給与総額及びその人数に関する情報」の(対象)期間は、開設日から年末日までとしてください。 病院または診療所について、会計年度または暦年の途中で廃止した場合には、 ・「経営状況に関する情報」の会計期間は、年度開始日から廃止日までとしてください。 ・「職種別給与総額及びその人数に関する情報」の(対象)期間は、1月1日から廃止日までとしてください。 なお、開設(廃止)等により7月1日時点の職種別の人数の情報がない場合は、病院等の体制が整った(整っていた)時点(対象期間内)での職種別の人数を記載してください。
5	その他	医療法人の経営情報について開示請求があった場合は、どのように取り扱えばよいか。	「医療法人に関する情報の調査および分析等について」(令和7年3月31日付医政局長通知)第2のIVにあるとおり、「経営情報等については、医療法人や当該医療法人に所属する特定の個人の権利利益や法人の競争上の利益が害されるおそれがある情報が含まれております、経営情報等が悪意をもって利用されれば、本制度に対する信頼と協力を損なう可能性があることから、当該情報の秘密を保護する必要があるため不開示とします。
6	経営状況	「退職給付費用」について、役員にかかる退職給付について毎年度積み立てる場合には「退職給付費用」計上するが、積み立てずに一時金としてこれまでの複数年期間分を一時に給付する場合には「臨時費用」で計上することは可能か。	『退職給付費用』については、科目の内容にて「退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額」としており、将来の退職給付について引き当たる金額を記載いただくこととしており、退職金を引き当てずに会計期間中に特別損失として計上した役員退職慰労金については、『臨時費用』に計上していただくことで差し支えございません。
7	基本情報	会計年度の途中で病床が20床以上となった場合、当該年度の届出は病院又は診療所のどちらの様式で報告すればよいか。	会計年度(報告期間)終了日の病床数にて様式を選択して報告してください。(医療法においては、病院は20床以上の病床を有するものとし、診療所は病床を有さないもの又は19床以下の病床を有するものとしています。)
8	基本情報	報告しない場合罰則はあるのか。	医療法の事業報告書等の届出と異なり、経営情報等の未報告そのものに罰則は規定されていませんが、未報告の状況が改善されない場合は医療法第64条に規定する都道府県知事の医療法人への指導監督権限(一般規程)の中でご対応いただくことも想定しています。 ○医療法(昭和23年法律第205号)(抄) 第六十四条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 2 医療法人が前項の命令に従わないときは、都道府県知事は、当該医療法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解任を勧告することができる。 3 都道府県知事は、前項の規定により、業務の停止を命じ、又は役員の解任を勧告するに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
9	職種別給与	職種別給与総額及びその人数に関する情報は報告自体任意となるのか。	職種別給与総額及びその人数に関する情報は、報告自体は義務です。
10	職種別給与	職種別給与の報告において、勤務している医師が1名で、役員報酬以外の給与を支給されていない場合、当該医師は報告対象外という理解で間違いないか。(医療機関であるにも関わらず、医師の給与費が報告されないことになる。)	ご質問の場合は人数・給与総額とともに医師欄に「0」と記載いただくことになります。
11	基本情報	介護老人保健施設又は介護医療院しか有していない医療法人は報告対象外か。	本報告の対象施設は、医療法人が開設する病院又は診療所です。なお、附帯業務として実施している巡回診療所等は対象外です。
12	基本情報	報告対象外であるいわゆる四段階税制を適用される法人が提出する様式3は、法令上は提出の義務はあるのか。	いわゆる四段階税制を適用した会計年度は報告義務の対象外となります。その適用は医療法人からの申告によるため経営情報の報告をしない場合の様式3による報告は必須です。なお、都道府県から様式3以外の方法での報告を求められた場合にはそれに従ってください。
13	職種別給与	「職種別給与総額及びその人数に関する情報」の報告書の記入について教えてほしい。 給与・賞与総額とは、退職者も含めた金額を記入するのか。 それとも人数の報告と同じで、対象期間の7月1日時点の在職者についてよいのか。	給料・賞与につきましては、対象期間に職員に支給した給料・賞与の職種区分毎の総額を記載していただきます。 つきましては、退職者に支給した額も含めて記載いただくこととなります。